

## 加茂地域消防本部NET119緊急通報システム運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、加茂地域消防本部NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）の運用について、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において、NET119とは聴覚機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能に障がいをもつ者又はこれらに準ずる者（以下「聴覚・言語機能障がい者等」という。）が、自らが保有する通信端末を利用して消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。

### (対象者)

第3条 NET119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 聴覚・言語機能障がい者等で、加茂市・田上町に在住又は在勤若しくは在学する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要と認める者

### (登録の申請)

第4条 NET119を利用しようとする者は、事前登録のため加茂地域消防本部NET119緊急通報システム利用登録・変更・登録抹消申請書兼同意書（別記様式）を消防長に提出するものとする。

2 登録申請は、書類又は電子で申請するものとする。

### (登録の決定)

第5条 消防長は、前項の申請があった場合に、適当であると認めるときは、その者を登録するものとする。

(登録の変更)

第6条 前条の登録を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、加茂地域消防本部NET119緊急通報システム利用登録・変更・登録抹消申請書兼同意書(別記様式)を消防長に提出するものとする。

- (1) 申請の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用する通信端末を変更したとき。
- (3) NET119の利用を取りやめるとき。

2 登録変更は書類又は電子で申請するものとする。

(登録の抹消)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときには、登録者の登録を抹消することができる。

- (1) 前条第1項第3号の規定により利用を取りやめる届出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により利用者登録を受けたとき。
- (3) 転出、死亡その他の事由により、第3条各号の規定に該当しなくなったとき。

(登録情報の通知)

第8条 消防長は、第5条に該当するときは、その旨をメールアドレスに通知するものとする。

(登録者情報の管理)

第9条 登録者情報の管理は、NET119データベース内で行う。

2 登録者が第7条各号のいずれかに該当するときは、速やかにNET119データベースから削除する。

(個人情報の取扱い)

第10条 消防本部は、NET119で収集した個人が特定される情報又は特定され得る情報を加茂市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成3年6月26日条例第13号)に基づき、適正に管理し、登録された個人情報についてはNET119

業務の範囲でのみ使用する。

(書類の保存)

第11条 別記様式に係る書類の保存期間は登録の抹消から1年とする。

(費用の負担)

第12条 NET119の利用料は発生しない。ただし、NET119の利用に係る通信費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。